

広島県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十四年三月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三良坂総領線	庄原市総領町稲草字馬場一〇一八番一地从ら 庄原市総領町稲草字門前一〇三九番一地从まで	平成二十四年三月一日